



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F F R I
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鵜 飼 裕 司
(コード番号：3692 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 田 中 重 樹
(TEL. 03-6277-1518)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 9 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行すること、および「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

① より透明性の高い経営の実現

社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応える体制の構築を目指します。

② 経営の機動性の向上

取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行の迅速化を図ります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 9 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第4条 (記載省略) | 第1条～第4条 (現行どおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第5条～第11条 (記載省略) | 第5条～第11条 (現行どおり) |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第12条～第17条 (記載省略) | 第12条～第17条 (現行どおり) |
| 第4章 取締役及び取締役会 | 第4章 取締役及び取締役会 |
| 第18条 (記載省略) | 第18条 (現行どおり) |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第19条 当社の取締役は6名以内とする。 | 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、6名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役</u> (以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。 |
| (取締役の選任) | (取締役の選任) |
| 第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 | 第20条 当社の取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。 |
| ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。 | ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条～第23条 (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (記載省略)</p> <p>(取締役会決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、他の監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (記載省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数) 第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第32条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p><u>(監査役の任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約をもって、同法第423条第1項に関する監査役の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 （記載省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等） 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第46条～第49条 （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 （現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等） 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 （現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> ① 当社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第9回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p> |